

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午前10時1分開議
午前11時50分休憩
午前11時56分開議
午後0時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第7号 平成21年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

議案第13号 熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県地域医療再生基金条例の制定について

議案第15号 熊本県健康センター条例を廃止する条例の制定について

議案第21号 児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託を受けることの協議について

議案第22号 児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務の委託を受けることの協議について

請第34号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①熊本県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定状況について
- ②こうのとりのゆりかご検証会議による最終報告について
- ③介護基盤の緊急整備による施設等の整備計画について
- ④新型インフルエンザ（A/H1N1）について

⑤平成21年度ゴルフ場で使用された農薬に関する水質調査結果について

⑥公共関与による管理型処分場の整備について

⑦水俣病対策の状況等について

⑧熊本県消費者基本計画の検討状況について

出席委員（8人）

委員長	池田和貴
副委員長	山口ゆたか
委員	小杉直
委員	岩中伸司
委員	藤川隆夫
委員	鎌田聡
委員	佐藤雅司
委員	早田順一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝敏郎
医監	東明正
次長	坂田正充
次長	本田恵則
健康福祉政策課長	古森誠也
首席健康福祉審議員兼	
社会福祉課長	坂田憲久
少子化対策課長	吉田勝也
高齢者支援総室長	江口満
高齢者支援総室副総室長	古谷秀晴
高齢者支援総室副総室長	橋本博之
障害者支援総室長	前田博
障害者支援総室副総室長	米満譲治

障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 医療政策総室長 倉 永 保 男
 医療政策総室副総室長 永 井 正 幸
 医療政策総室副総室長 藤 中 高 子
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄
 次 長 横 田 堅
 次 長 益 田 和 弘
 次 長 谷 崎 淳 一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園 田 素 士
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 森 永 政 英
 環境保全課長 宮 下 勇 一
 水環境課長 小 嶋 一 誠
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中 島 克 彦

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 野 田 正 広
 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆
 交通・くらし安全課長 高 野 利 文
 人権同和政策課長 吉 田 國 靖

病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
 政務調査課課長補佐 榎木野 美紀子

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

○池田和貴委員長 部長、座ってどうぞ。

○森枝健康福祉部長 失礼して座らせていただきます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、条例関係5議案の合計6議案でございます。

まず、新型インフルエンザの状況でございますが、本県におきましても、流行をはかる定点1医療機関からの患者報告数が、11月22日時点で警報ラインの30を超えております。これは、九州では最も遅く、全国でも5番目に遅いものであり、早期からの学校の休業措置の実施等、適切な感染拡大防止策が功を奏した結果ではないかと考えております。

ただ、12月6日時点では、定点当たりの患者数が40.38人と、全国平均を上回っており、今後の感染拡大についても予断を許さない状況にあります。

このため、患者の急増に備えた医療体制の整備を進めてまいりましたが、既に県内200を超える医療機関での診療時間延長や休日診

療の体制を整えており、2次医療圏ごとに感染状況や地域の実情を踏まえた取り組みを始めていただいているところがございます。

また、ワクチン接種につきましても、重症化する患者が小児に多く見られることを踏まえ、1歳児の接種を11月19日から、2歳児から小学校3年生までの接種を12月3日から開始するなど、1月から半月前倒して実施しているところがございます。なお、同様の趣旨から、小学校高学年、中学生、高校生等についても、12月28日をめどに前倒しすることとしております。

県といたしましては、国から配分されるワクチンの県内医療機関への円滑な供給に努めるとともに、引き続き、感染拡大防止策に取り組むなど、全力で新型インフルエンザ対策を進めてまいります。

次に、このとりのゆりかごについてでございますが、県で設置した検証会議の最終報告が11月26日に県へ提出され、公表したところでございます。この最終報告では、運用開始からおよそ2年5カ月の間に、関東、関西など広域から、51件の利用があったことや、利用事例の背景や事情が明らかにされております。

今後は、ゆりかごに預け入れられた子供の養育の責任を担っている県として、最終報告に盛り込まれた国や関係する機関に対する提言、要望について、しっかりと伝えてまいります。また、ゆりかごが提起した課題を社会全体で議論していただくために、シンポジウムを開催するなど、あらゆる機会を通じて多くの方々へ周知を図ってまいります。

次に、第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額83億6,500万円余の増額を計上しております。

補正予算の内容としましては、地域医療再生計画に基づく各種事業を実施するため、国の地域医療再生臨時特例交付金を財源とする地域医療再生基金を新たに造成するとともに

に、国の交付金確定に伴い、医療施設耐震化臨時特例基金の積み増しを行うこととしております。

さらに、市町村が行う低所得者への新型インフルエンザワクチン接種費用助成に対する補助、特別養護老人ホーム等の介護施設開設のための準備経費の助成、こども総合療育センターにおけるX線装置等の機器の更新をすることとしております。

また、ことし8月の原爆症認定熊本訴訟において国が敗訴したことに伴い、原爆被爆者に対する手当等の扶助費の増額をお願いしております。

これによりまして、特別会計分を含めた健康福祉部の予算総額は1,477億8,300万円余となります。

次に、第13号議案の熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、熊本市と鹿本郡植木町との合併及び熊本市が児童相談所を設置することに伴う関係規定の整備を行うものであります。

次に、第14号議案の熊本県地域医療再生基金条例の制定についてでございますが、医師不足など、地域の医療課題の解決に向けて、県が策定する熊本県地域医療再生計画に基づく事業の財源となる基金を設置する条例を制定するものであります。

次に、第15号議案の熊本県健康センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、公の施設としての熊本県健康センターを廃止することに伴いその設置条例を廃止するものであります。

次に、第21号議案の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託を受けることの協議についてでございますが、地方自治法の規定に基づき、児童を一時保護する施設における児童の一時保護に関する事務を熊本市から受託するための規約を定めるものであります。

次に、第22号議案の児童自立支援施設にお

いて行う児童の自立支援に関する事務の委託を受けることの協議についてでございますが、地方自治法の規定に基づき、児童自立支援施設における児童の自立支援に関する事務を熊本市から受託するための規約を定めるものであります。

このほか、熊本県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定状況についてなど、4件につきまして御報告させていただくこととしております。

なお、先日の新聞報道で、「県不正経理補助金も流用」という記事が掲載され、その中で、児童自立支援施設・清水が丘学園に関する記事もございましたが、これは、本年3月に公表しました県の内部調査で既に把握済みのものであり、新たな流用が見つかったものではありません。

このような不適正経理が二度と起こらないよう、引き続き徹底して再発の防止に取り組んでまいります。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。座って説明させていただきます。

議案の説明に先立ちまして、冒頭の部長説明の中にありました県立の児童自立支援施設・清水が丘学園の件に関して、状況を御説明いたします。

12月12日付の熊本日日新聞に、清水が丘学園が、2008年度、平成20年度に、厚生労働省の補助金で、エアコンを修理したように装い、新品を購入していたという内容の記事が掲載されました。昨年8月、男子寮に設置してあるエアコンが故障しましたが、機種が古く修理ができず、また、酷暑期間中であり、そのままでは入所児童の指導等に支障を来す

と判断されたため、新品を購入することとしました。本来備品購入費で購入すべきところ、その予算がなく予算の流用等にも時間がかかるため、修理の名目で購入、設置したというものです。金額は6万9,180円でした。

この件は、県が本年3月14日に公表した物品調達等に関する不適正な事務処理に係る報告の中で、その件数、金額ともに含まれております。

また、記事には、厚労省の補助金についても、県が不正流用して物品購入に充てていたとあるとおり、エアコンの購入費に補助金を使っていますが、エアコンの購入自体は国庫補助の趣旨に反するものではなく、購入手続が不適正であったものです。

このような不適正な経理処理が二度と起こらないよう、全庁的に再発防止策に取り組んでおりますが、健康福祉部内においても、全職員の研修や幹部職員への徹底、物品購入時の手続改善などを実施しており、引き続き徹底して再発防止策に取り組んでおります。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

お手元の厚生常任委員会説明資料に沿って御説明をさせていただきますが、各事業の説明に入ります前に、補正予算説明資料の中で、各課、総室に共通しております財源更正に関しまして御説明を申し上げます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

5ページでございますが、例えば、社会福祉課の生活保護総務費でございますが、財源内訳の中で、国庫支出金と一般財源がプラス、マイナスの同額となっており、説明欄に財源更正と記載しております。その他の事業につきましても、財源更正と記載している箇所がございますが、これらについては、各事業費は変わりませんが、国の経済対策に伴う交付金などを最大限活用するために、財源の更正を行うものでございます。したがいまし

て、事業の内容についての変更はございませんので、財源更正に関する項目についての各課、総室からの説明は省略させていただきたいと思えます。

それでは、健康福祉政策課の説明に入らせていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で54万3,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して貸し付けました修学資金に関する精算返納金でございます。

貸付金の返還については、県の介護福祉士等修学資金貸与条例におきまして、県内における老人福祉施設や児童福祉施設等の業務に7年間従事すると免除されることになっております。

今回お願いしておりますのは、本人の都合によりまして、その業務に従事しなかったり、従事期間が短かったために返還された貸付金の2分の1を国に返納するものでございます。

次に、説明資料の3ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、昨年度から、全庁的な取り組みとして、11月議会で提案させていただいております。これによりまして、工事の早期発注、早期完了が可能となります。

健康福祉部におきましては、民生費のうち、社会福祉費として老人福祉施設の施設整備や介護基盤の緊急整備等で26億9,300万円、児童福祉費として放課後児童クラブや保育所の施設整備で1億4,300万円をお願いしております。

最後に、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

今回、こども総合療育センターの診療報酬請求業務委託分の778万円の追加をお願いし

ております。委託業務の予定価格が100万円を超えるため一般競争入札を行う必要があり、例年お願いしております2月議会での設定では4月からの業務開始に間に合わないことから、本議会において債務負担行為の設定を行うものでございます。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。座って説明させていただきます。

今回お願いしておりますのは、補正予算のほか、条例等案件が3件ございます。

まず、補正予算関係を御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

右の説明欄に沿って補正予算について御説明いたします。

なお、財源更正につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、児童福祉総務費の認可外保育施設あんしん・あんぜん確保事業は、県が管轄しております熊本市以外の県内の78の認可外保育施設の入所児童の安心、安全を確保する観点から、施設の維持修繕費及び設備整備費につきまして、市町村が施設に助成する場合、その2分の1を県が補助する単県事業でございます。

13市町村の18施設分の補助を見込みまして1,035万円の予算を計上しておりましたが、結果的には、10市町村、15施設で総額762万2,000円の交付となったため、272万8,000円の減額をお願いするものでございます。

2段目、母子福祉費のひとり親家庭支援事業のうち母子家庭等高等職業訓練促進事業費は、母子家庭の母が、看護師や介護福祉士等の養成機関に在籍する場合、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするための給付金を支給する事業でございます。

当初、県内で97名を対象と見込んでおりましたが、これが93名と4名少なくなったこ

と、また、1人当たりの給付額につきましても、課税世帯で月14万1,000円、非課税世帯で月7万500円となっておりますが、非課税世帯の方が見込みより多かったため、給付額が少なくなったことから、1,475万円の減額をお願いするものです。

3段目、児童福祉施設費のうち、1番、児童福祉施設整備費の清水が丘学園耐震診断業務委託は、現在築31年となります清水が丘学園におきまして、入所児童の安全を確保するため、耐震診断を実施するものであり、8月に委託契約を行い、所要額が確定したため、不用額の218万8,000円を減額するものでございます。

2番、児童一時保護所費の中央一時保護所管理運営費は、中央児童相談所が行います児童の一時保護に伴い必要となります医療費、給食の賄い原材料費、一時保護委託料等でございます。

増額のうち約7割は一時保護委託料の増額ですが、これは、児童虐待で一時保護する児童の増加に伴い、乳児院や病院への委託ケースが増加したことによるものです。

一時保護委託につきましては、平成20年度99名であったものが、21年度は113名と見込んでおります。

また、医療費の増加につきましては、一時保護児童の手術、入院や、インフルエンザ罹患等によるものです。これらによりまして、448万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、条例関係でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

第13号議案熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、14ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、熊本県中央児童相談所の管轄区域の変更に伴うもので

ございます。

まず、内容の1にありますように、改正の第1点目は、平成22年3月23日の熊本市と鹿本郡植木町の合併に伴い鹿本郡が消滅することから、熊本県中央児童相談所の管轄区域から鹿本郡を削除するものでございます。

施行日は、熊本市と植木町の合併期日でございます平成22年3月23日となっております。

改正の2点目は、内容の(2)にありますように、熊本市の児童相談所設置に伴う改正でございます。熊本市が、平成22年4月1日から、中核市では、神奈川県横須賀市、石川県の金沢市に次いで、全国で3番目の児童相談所設置市になることとなっております、自前の児童相談所を設置することになります。このため、熊本県中央児童相談所の管轄区域から熊本市を削除するものでございます。

施行日は、平成22年4月1日でございます。

なお、(3)のとおり、あわせて、条例の文言を整理させていただいております。

次に、20ページをお願いいたします。

第21号議案児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託を受けることについての協議についてでございます。

これは、熊本市が児童相談所を設置することに伴う事務の委託です。

児童相談所設置市では、児童を一時保護する施設の設置が必要となりますが、熊本市は、22年4月から2年間の予定で、熊本市大江にございます市の福利厚生施設・親和寮の跡地に、プレハブ仮設により児童相談所を開設し、平成24年度をめどに、同じ場所で、児童を一時保護する施設を含めた新しい施設を開設する予定となっております。

県では、熊本市が設置する児童相談所の円滑な運営が確保されるように、平成19年か

ら、県、市間におきまして協議を行ってきており、児童を一時保護する施設に関する事務については、22年4月から新しい施設ができるまでの2年間程度、熊本市からの申し出によりまして、その事務を受託することとしております。

事務の受託に当たっては、地方自治法の規定により、議会の議決をいただき、規約を定める必要があるため、議案として審議をお願いしているものでございます。

なお、事務委託に伴う経費等委託の詳細については、今後年度内に協議書を取り交わすこととしております。

次に、21ページをお願いいたします。

第22号議案児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務の委託を受けることの協議についてでございます。これにつきましても、熊本市の児童相談所設置に伴うものでございます。

児童を一時保護する施設と同様に、熊本市では、児童自立支援施設の設置が必要となります。児童自立支援施設の設置義務のある政令指定都市、あるいは児童相談所設置市において県へ事務委託を行っている事例が多いことから、県市間における協議の結果、当分の間、熊本市からの申し出に基づき、その事務を受託することとしております。

児童を一時保護する施設と同様に、事務の受託に当たっては、地方自治法の規定により、議会の議決をいただき、規約を定める必要があるため、議案として審議をお願いしているものでございます。

これにつきましても、事務委託に伴う経費等委託の詳細につきましては、今年度内に協議書を取り交わすこととしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室の江口でございます。座って御説明させていた

できます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

右側の説明欄で、1ポツの高齢者福祉対策費の(1)施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、第4期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画及び国の経済危機対策によりまして、今年度、当初予算及び6月補正予算、9月補正予算において、特別養護老人ホーム等の介護施設の施設整備に対する助成について予算計上しているところでございます。

これについて、円滑な施設の開設に資するため、施設整備と一体的に早期からの開設準備を行うことで開設時からの安定した質の高いサービスを提供できるよう、施設の開設準備に要する経費について、国の交付金を活用して助成を行うものでございます。

(2)から(4)については財源更正ですので、説明を省略させていただきます。

次に、2ポツの国庫支出金返納金の老人福祉事業費国庫支出金精算返納金でございます。

これについては、昭和52年度と平成16年度に国庫補助金の交付を受けて整備した施設の財産処分に伴いまして、国庫補助相当額について、国へ返還するものでございます。

なお、内訳といたしましては、昭和52年度に八代市が整備しました養護老人ホーム氷川寮を社会福祉法人天龍会へ有償譲渡したことによるものと、平成16年度に社会福祉法人創友会が整備しました玉名市岱明町にある訪問看護ステーション幸を廃止したことによるものでございます。

以上、高齢者支援総室の11月補正予算として3億5,000万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

障害者福祉費、1の障害者扶助費でございます。

重度の障害者に対し手当を支給するものでございます。受給者が当初の見込みを上回ったため、増額補正を行うものでございます。

2については財源更正でございますので、次、3に進ませていただきます。

国庫支出金返納金でございます。

(1)でございますが、発達障害者に対する支援体制を整備するための検討委員会の開催やセミナーの実施などを行うものでございます。20年度の事業分の確定に伴う国庫返納金でございます。

(2)でございます。

精神障害者に対する通院医療費を助成する事業でございます。平成20年度事業分の確定に伴う国庫返納金でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

児童措置費でございます。

1の心身障害者共済事業費でございますが、この事業は、障害者の保護者が共済掛金を払い、その保護者が死亡したときに、残された障害者に年金を支払うというものでございますが、その取り扱いについて見直しがありました。

これまで年金の申請がおくれた場合に3年間遡及できることとなっておりますが、本年、この取り扱いの見直しが行われ、年金の受給要件発生時点までさかのぼる取り扱いになったところでございます。このため追加支払いが必要な事例が生じ、そのために必要な費用を補正するものでございます。

次、2の国庫支出金返納金でございますが、障害児が施設を利用した場合に国、県で費用の負担を行います。20年度事業分の確定に伴う国庫返納金でございます。

次に、児童福祉施設費でございます。

こども総合療育センター費でございますが、X線の検査機器の老朽等に伴う買いかえ

の費用でございます。

次に、精神保健費でございます。

1の国庫支出金返納金でございますが、精神障害者の措置入院や退院促進事業など6事業に係る経費でございます。平成20年度事業分の確定に伴う返納金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。座って説明させていただきます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で65億8,000万円余の補正をお願いしております。

内容につきましては、説明欄の方をごらんいただきたいと思いますが、まず、第1番目の分としまして、地域医療再生基金の積立金でございます。

50億を積み立てるということで予算を要求しておりますが、これにつきましては、9月の厚生常任委員会の方で、仕組み、それから計画の概要につきまして御報告をさせていただきましたが、国の1次補正予算、地域医療再生臨時特例交付金を受け入れる基金の造成を行うものでございます。県の方で策定し、今、国の方に提出しておりますが、地域医療再生計画に基づく事業の実施に充てる費用でございます。

これにつきましては、当初、予算の分、国の方で予算の一部執行停止がありましたけれども、最終的には全体で2,350億円が交付されるということで、各県2つの計画で、それぞれ25億円ということですので、1県当たり50億円の配分予定になっております。

県の計画の方では、これは21年度から25年度までの5年間ですが、医師確保を中心に据えまして天草地域を対象に、それから救急医療体制の整備をテーマとしまして阿蘇地域を対象にということで計画を今、提出しておりますが、医師確保とか看護師の確保等につき

ましては、県全圏的に実施するというふうな形の組み立てになっております。

それから、2番目の方ですけれども、保健医療推進対策費ですが、この中で、(1)地域医療再生基金事業270万円余を要求しておりますが、これにつきましては、地域医療再生基金の方での事業につきましては、22年度から本格的に実施していくこととなりますが、それに向けました準備の作業等が必要になりますので、それに対応する事務費を計上しております。

それから、(2)で、医師確保総合対策事業で1万2,000円の減を要求しておりますが、これにつきましては、6月の補正で熊大の方に地域医療システム学の寄附講座を設置いたしておりますが、それにかかわる分としまして、地域医療の調査研究事業で委託費を予算要求して、それで仕組みましたけれども、実際の執行残が出ましたので、その分を減額するものでございます。

それから、3つ目でございます。

医療施設耐震化臨時特例基金積立金でございますが、これにつきましても、国の1次補正予算で災害医療対策の一環としまして、未耐震の災害拠点病院等の耐震化を図る事業ということで、9月の補正で26億円を計上いたしましたけれども、まだその段階では額が確定しておりませんでしたので、その後国の方から41億8,000万円余の交付決定がありましたので、今回その差額を基金に積み増しするものでございます。

予算関係、以上なんですけど、もう一つ条例関係ございますので、そちらの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

15ページをお願いいたします。

先ほど補正予算の方でも御説明いたしましたけれども、熊本県地域医療再生基金条例の制定についてということで提案をさせていただいております。

内容につきましては、17ページの方をごら

んいただきたいと思ひます。

そちらの方に概要を整理しておりますが、先ほども御説明いたしましたけれども、趣旨としまして、地域における医療課題の解決を目的としまして、県が策定をする熊本県地域医療再生計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、熊本県地域医療再生基金を設置する条例ということで条例を制定することにしております。

内容につきましては、そこに書いておりますけれども、①のところ、再生基金は、熊本県地域医療再生計画に基づく事業の実施のために設置されるということで、これにつきましては、一応5年間ということで取り組むこととしております。

医療政策総室は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。座って説明させていただきます。

説明資料、11ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費について5万円の増額補正をお願いいたしております。

これは、身体障害児等への医療費の給付を行う育成医療費の国庫負担分について、平成20年度の事業実施精算の結果、返納の必要が生じたために、国に返納するものでございます。

次に、公衆衛生総務費について、1億2,230万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらん願ひます。

3項目でございます。

まず、1つ目、栄養指導対策費でございますが、国民健康栄養調査の実施に要する経費でございます。国庫委託金の内示増に伴い、4万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2つ目、原爆被爆者特別措置費でございますが、県が原爆症認定者に支払う医療特別手

当の支給等に要する経費でございます。ことし8月の原爆症認定熊本訴訟で国が敗訴したことに伴い、原爆症認定者が増加したことによりまして、医療特別手当等の支給に要する経費が増加しているため、1億1,174万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、原爆症の認定自体は国が行うこととなっておりますが、原爆症の手当の支給は県が行うこととなっております。手当の財源は、基本的には全額国が負担することとなっております。

3番目、国庫支出金返納金でございます。

国庫支出金精算返納金につきましては、原爆被爆者特別措置費等の交付金等について、平成20年度の事業実施精算の結果、返納の必要が生じたために、1,050万8,000円を国に返納するものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、条例関係がでございます。

説明資料、18、19ページをお願いいたします。

議案第15号熊本県健康センター条例を廃止する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

まず、健康センターの現在までの経緯につきまして簡単に御説明いたします。

熊本県健康センターは、昭和60年3月に県民の健康の向上を図ることを目的に開所しております。

平成6年4月からは、保健指導等の業務を現在の財団法人熊本県総合保健センターに継承しまして、さらに、平成14年からは、教育研修や保健医療情報部門を本庁へ移管するなど、県の出先機関としての位置づけがなくなりまして、現在に至っております。

また、平成18年4月から指定管理制度を導入いたしまして、管理運営を行っているところでございます。

今回の条例案についてでございますが、廃

止条例制定の趣旨でございますが、現在の使用形態等を考慮しまして、公の施設である熊本県健康センターを廃止するものでございます。

具体的には、健康センターは、先ほど説明した経緯を経まして、現在は、近隣住民等による運動施設などとしての利用が中心となっております。そのため、県が公の施設として維持する必要性が少ないこと、また、経費の削減努力を行っても施設の維持管理経費が利用収入を年間約2,000万円ほど上回ることを考慮したものでございます。

本年2月に決定されました熊本県財政再建戦略におきまして、熊本県健康センターは、平成21年度末をもって公の施設を廃止することとしており、今議会で廃止条例案を上程することとしました。

条例の施行期日は、平成22年4月1日としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課の末廣でございます。着座して御説明させていただきます。

説明資料、12ページ目をお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、2億559万円の増額をお願いいたしております。

内容は、説明欄1. 国庫支出金返納金の増でございます。

これは、平成20年度の肝炎対策事業や結核患者医療費等につきまして、事業費の確定に伴う国への精算に要する経費でございます。

次に、予防費でございますが、感染症予防費にかかわる9億1,467万9,000円の増額でございます。

内容の1点目は、備考欄1の(1)のとおり、6月補正で計上をお願いいたしました新

型インフルエンザ対策費でございますが、県内蔓延期におきます医療関係者及び窓口対応の県職員分として備蓄いたしました感染防護具にかかわる入札残の減額と、2点目は、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業として市町村が実施しております低所得者への接種費用の助成事業に対する補助に要する経費でございます。

これは、住民への助成を行う市町村に対し、当該市町村の生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の者の接種費用の総額を上限とし、国がその2分の1を、県が4分の1を補助するもので、県内約21万人分の経費をお願いするものでございます。

なお、新型インフルエンザ対策の状況につきましては、後ほど、その他の報告事項で御説明させていただきます。

次に、環境整備費でございますが、11万9,000円の減額でございます。

内容は、動物保護管理費の減でございます。緊急経済対策として計画を前倒しし、6月補正で計上をお願いしました各保健所の犬保管施設の環境改善事業について、事業が完了したことに伴う入札残を減額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案でございます。

第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額5,000万円余の増額補正をお願いいたしております。

内容は、いずれも経済対策関連事業でござ

います。老朽化した観測機器等を更新する大気環境測定機器更新事業ほか1事業と、住宅用太陽光発電システム導入の普及拡大に向けたたくもとソーラー普及拡大事業の増額、6月補正で計上した経済対策関連事業の入札に伴う執行残等の減額などでございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして268億7,400万円余となります。

ほかに、平成21年度から平成22年度への繰越明許費とし、大気環境測定機器更新事業等で、総額4,900万円をお願いいたしております。

また、平成22年4月1日から業務を開始する委託事業につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、3,300万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

このほか、平成21年度ゴルフ場で使用された農薬に関する水質調査結果についてなど、4件について御報告させていただくこととしております。

次に、水俣病対策につきまして、最近の状況を御報告申し上げます。

10月6日に知事が小沢環境大臣を初め政務三役と面談をいたしました。その際の知事の要請を受けまして、10月末に、田島環境副大臣が、被害者団体との意見交換のために水俣を訪問されました。その際、副大臣は、裁判をしている団体とは、和解協議が成立する条件について事前協議を始めることを表明され、環境省と各団体との個別協議が先月から始まっております。

先週11日には、知事及び水俣病対策特別委員会の西岡委員長が副大臣とお会いして、地元の切実な声を改めて国にお伝えし、救済措置方針を早期に策定していただくよう要望を行いました。

県としても、引き続き、国と十分連携しながら、水俣病問題の解決に向けて取り組んで

まいります。

最後に、先日の新聞報道の「県不正経理補助金も流用」という記事について申し上げます。

記事には、環境生活部に関する記載がございましたけれども、これは既に3月に公表しました県の内部調査で把握済みのものであり、新たな流用が見つかったものではありません。

環境生活部といたしましては、不正経理が二度と起こらないようにすることが何より肝要であると考えておりますので、引き続き徹底して再発の防止に取り組んでまいります。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。着座のままで説明させていただきます。

議案の説明に先立ちまして、冒頭の部長説明の中にありました環境生活部についての新聞報道の件に関して、状況を御説明いたします。

掲載された記事の内容でございますが、水俣病保健課におきましては、平成17年度から平成19年度の3年間に、公害被害者救済対策費補助等の事務費により、パソコン1台、鋼製保管庫16台、執務用いす3脚を調達したものでございます。

また、人権同和政策課におきましては、平成17年度の地方改善事業指導費補助の事務費により、ラベルライター1台を差しかえにより調達したものでございます。

いずれも補助事業の執行上は必要な物品を購入したものでありますが、健康福祉部と同様、その購入手続が不正であったものでございます。

このような不適正な経理処理が二度と起こらないよう、全庁的に再発防止策に取り組んでおりますけれども、環境生活部としましては、全職員への研修や幹部職員への徹底、物品購入時の手続改善などを実施しており、引き続き徹底して再発防止に取り組んでまいります。

それでは、説明資料の23ページをお願いいたします。

環境政策課の補正予算でございますが、いずれの事業も経済対策関連事業でございます。

まず、計画調査費でございますが、エネルギー対策費として4,312万4,000円の増額補正を計上いたしております。

内訳としましては、くまもとソーラー普及拡大事業でございますが、6月補正で計上し、8月専決、9月補正をお願いしました。

11月1日から、余剰電力の買い取り価格が、1キロワットアワー当たり24円から48円と2倍になったこともありまして、補助申請がさらに予想以上に伸びております。そのため、増額補正をお願いするものでございます。くまもとソーラー普及拡大事業の本年度の合計は5億9,125万円となります。

次に、公害対策費でございますが、環境政策推進費として1,047万6,000円の減額補正及び財源更正を計上しております。

内訳としましては、(1)の環境センター整備事業、これは太陽光発電システムの設置でございますけれども、設計額が確定したことにより減額補正でございます。それから、財源更正につきましては、健康福祉部と同様、国の経済対策交付金を最大限有効活用するために行ったものでございます。

それから、(2)のエコカー率先導入推進事業でございますけれども、入札に伴う執行残の減額補正でございます。

財源更正は、先ほどと同じ理由でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございますが、環境生活部の分を一括して御説明申し上げます。

まず、食の安全・消費生活課の旧消費生活センターの解体工事に係る運営費でございますが、水道町にありました消費生活センターを、県財政の負担軽減のため建物つきでの土地売却の進捗を進めております。この入札は来年1月15日に予定しておりますけれども、落札者がいなかった場合、建物を解体した上で、改めて売却の手続を行う必要があります。そのため、建物解体費を来年度に繰り越すものでございます。

次に、環境保全課の大気環境測定機器更新事業でございますが、この後環境保全課から11月補正の説明を行うことにしておりますけれども、工期が来年4月以降までかかることが想定されますので、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。着座して説明させていただきます。

説明資料の25ページをお願いします。

公害規制費として、公害監視調査費1,441万3,000円の増額補正をお願いしております。

大気環境測定機器更新事業ですけれども、大気汚染防止法に基づき大気汚染の常時監視を実施しておりますが、測定局の機器等が老朽化したため、更新を行うものでございます。

光化学オキシダントや硫黄酸化物濃度等の測定機器等を更新、整備するものでございます。これは経済対策に伴う事業でもございます。

あと、先ほど、環境政策課長から、24ページで繰越明許費の分の説明ございましたけれども、これは機器整備で、発注してから製作

に取りかかるため、どうしても時間を要するというので繰り越しをお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。着座のまま御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

公害対策費でございます。

財源更正、369万6,000円をお願いしております。これは、説明欄にございますが、地下水水位観測井の整備事業に伴う財源更正でございます。

次に、公害規制費で656万7,000円の補正をお願いしております。

内容につきましては、説明欄に記載してございますが、保健環境科学研究所の分析機器を購入するものでございます。経済対策の一環といたしまして、老朽化いたしておりますガスクロマトグラフを更新するものでございます。

次に、説明資料の27ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

事柄は、海域におきます水質環境調査業務でございます。

限度額1,980万1,000円をお願いしております。

これは海域の水質環境調査業務でございますが、水質汚濁防止法に基づきまして、公共用水域の常時監視事業をやっておりますその一環でございますが、毎年3月末に水質測定計画を策定いたしまして、4月以降、年間を通して調査をやっておるものでございます。毎年度、調査結果につきましては、9月議会で報告をさせていただいているところでございます。

この調査の中で、採水と水質分析業務につきましては、従来から調査期間が4月1日か

ら始まりますので、債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

水環境課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

鳥獣保護費のうち、鳥獣保護センター改修事業の補正であります。

経済対策として本年6月に承認いただいたものでありますが、設計積み上げが完了したことに伴いまして予算の減少が見込まれましたので、減額をお願いしているものでございます。

なお、工事内容のつり橋・シカ園等の撤去工事は、3月には完了予定でございます。

なお、財源更正につきましては、環境政策課から御説明がありましたと同様の更正でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

債務負担行為に関するものでございます。

御船町にございます鳥獣保護センターの管理運営業務に関するものであります。

本年度より、鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護業務に特化しておりますが、4月1日から、本年度と同様の業務内容を委託事業として計画しております。21年度と同額の委託関係の債務負担をお願いしております。

自然保護課は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、若本病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 病院局でございます。座ったまま御説明させていただきます。

今回の定例県議会に提案しております議案

の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

センターでは、本年3月に、平成21年度から平成24年度までの4年間を計画期間とします、こころの医療センター中期経営計画を策定いたしました。

同計画では、高度な医療サービスの提供や、一般会計からの繰出金に過度に頼ることのない効率的な運営及び収支の均衡の確保といった目標を掲げておりまして、その実現のため、本年7月末にアクションプランを策定し、各種取り組みを進めているところでございます。

具体的には、医師不足により抑制しておりました新規外来患者の受け入れの一部解除、それから外来患者の長期入院化防止のための計画的な訪問看護及び必要に応じました短期入院の実施、さらに医師の負担軽減のための外来診療時におきます臨床心理士の活用など、積極的に取り組んでいるところでございます。

老人治療病棟の休止や新規外来患者の抑制に伴う医業収益への影響は大きく、今後とも、このような取り組みを進めながら、医業収益の確保を図るとともに、経費の縮減に努め、経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第7号議案の平成21年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、平成22年4月1日から業務を開始します委託事業等につきまして、総額1億5,300万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い

申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。座って説明させていただきます。

お手元の委員会説明資料の30ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、平成22年4月1日から業務を実施いたします施設管理、医事業務、給食業務等の業務委託につきまして、本年度中に契約事務を終え、次年度から適切な運営を行う必要がございますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○早田順一委員 12ページの動物保護管理費、12ページの下の方、この熊本県動物愛護管理推進計画、これが平成20年度から計画をされておるようでございますけれども、今、現時点での殺処分がどれぐらいあっているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○末廣健康危機管理課長 計画は、今御指摘のとおり、平成20年度から策定して、現在その計画に基づいて動物愛護を進めております。

現在の殺処分の状況でございますけれども、捕獲は、年間、犬で3,700頭余りを捕獲し、1,100頭余りを引き取りを行っております。そのうち、400数十頭を返還し、719頭を譲渡いたしております。この譲渡数は、大分以前に比べてふえてはきておりますけれど

も、ただ、それをもちましてもなお処分数は3,700に上っております。平成20年度の実績でございますが。

○池田和貴委員長 ちょっと、数字が合わないんじゃないですか。

○末廣健康危機管理課長 済みません。処分数だけ申し上げますと3,722でございます。捕獲したものと引き取ったものから返還、譲渡したもの、残りの処分数になります。処分率にしまして——済みません、逆に譲渡、返還率が23.9%程度でございます。

○早田順一委員 この計画をつくられて数字的には大分減ったんですかね、殺処分の分は。

○末廣健康危機管理課長 本県におきましては、処分率が高く、譲渡返還率が低うございましたけれども、先ほど申し上げました率、譲渡返還率まで高めてまいりましたので、殺処分率については右肩下がりに減少してきている傾向にございます。

○早田順一委員 数字的にはわからないでしょう。過去数年でいいんですけれども。

○末廣健康危機管理課長 今手持ちにございませんで、後ほど御報告をさせていただきます。

○池田和貴委員長 後ほどでよろしいですか。

○早田順一委員 はい。

この間、テレビを見よったら、熊本市の動物愛護管理場といいますか、動物愛護センターが先進的に行われているということでテレビに出ていたんですけれども、その辺の熊本

市との連携というのでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 従前から、本県では、熊本市の動物愛護センターの取り組みが、報じられておりますように、他県に先駆けて譲渡率を高めて殺処分率を低めていくという取り組みが進んでおります。県におきましても、熊本市の動物愛護センターと各保健所、それから動物管理センター、できるだけ連携をとるようにしております、そのことでもありまして、ホームページ上で引き受け者をできるだけ探していくという取り組みが県保健所でも進んできております。その結果が、先ほど申し上げましたように、譲渡率の向上ということで右肩上りにはなっております。連携は可能な限り努めておりますし、今後も、さらに連携を強めて、計画の促進をしていきたいと考えているところでございます。

○池田和貴委員長 早田委員、よろしいですか。

○早田順一委員 ちょっと私も山鹿保健所の方に見に行ったんですけども、2歳の犬が1匹と、あと、小犬がいっぱいおりましたけれども、あれ、期間が決まっとなつて、1週間かなんか決まっているんですよ、その保管する期間が。中を見たら、おりといたしますか、犬を保管する場所がまだ残っていたものですから、特に1週間と区切らずに臨機応変にされたらどうかというふうに思ったんですけども、その点いかがですか。

○末廣健康危機管理課長 御指摘のように、保管期間、1週間程度を基本として運営をいたしておりますけれども、保健所の収容能力の問題もございます。また、県の管理センターへの移送のタイミングの問題等もございまして、その範囲内で可能な限り譲渡先を探す

等の努力をしておりますけれども、できるだけ保管期間も長くして飼い主の方ができるだけ見つかるように努力をしてみたいなど考えております。

○早田順一委員 よろしく申し上げます。

○小杉直委員 少子化対策課長にお尋ねですが、もう答弁は座ったままで結構ですが、6ページ、児童の一時保護所費の問題のときに、90数名から100数名に増加しておるといふ説明があったですたいね。そのように一時保護がふえておる状況というか、理由というのがどういうものがあるのかというのが第1点と。

それから、関連して、20ページ、条例改正を求める案が出とりますね。何か県の方に委託を受けるわけですが、大江で22年から24年まではプレハブを建てて、そして24年に新しいきちんとした建物を建てるという説明だったと思いますけれども、このプレハブの中身というか、それなりのきちんとした中身の施設でクリアできるのかどうか。

この2点についてちょっと説明をお願いします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

2点御質問がございました。

1点は、一時保護の関係で、一時保護児童、あるいは一時保護委託が増加している理由というお尋ねでございました。

児童虐待につきましては、県内の児童虐待に関する相談対応件数、これは年々増加しております、最新の平成20年度でいきますと391件という件数でございます。これは、前年の平成19年度と比べまして、320件ですので、71件増加しております。年々こうしたことで、児童虐待に関する相談あるいは通告というのが増加しているということで、件数自

体が増加しております。

こうしたことで、特に虐待については、身体的な虐待を初めとして、直ちに保護者と子供を分離する必要がございますので、全体的な件数の増加に伴って一時保護する件数が増加しているという状況でございます。

さらに、今回御説明いたしました、特に一時保護の委託、つまり、中央児童相談所にあります一時保護施設ではなくて、乳児院等の施設、あるいは、場合によっては、虐待等だけがをした場合の病院等医療機関への委託という件数がふえております。

これにつきましては、特に、今一時保護所における一時保護期間というのが、大体昨年度で32日ぐらい、1人の児童につきまして約1カ月おりますが、それが少しずつ、保護者との同意が得られないというケースがふえておまして、長期化する傾向にございます。そうした場合には、一時保護期間は、当然児童は地域の学校等にも通うことができませんので、ある程度長期化する見込みがあるものについては、将来委託をお願いするであろう施設の方に一時保護委託という形で養育をお願いして、地域の学校に通うような形に変えていこうということで、相談所の方で方針を、特にことあたりから、ある程度変えておりますので、そうしたことも含めて、この一時保護委託というのがふえております。

それから、2点目の熊本市の児童相談所に伴う条例改正につきまして、平成22年の4月から2年間、市の方では、大江におきまして、児童相談所をプレハブで設置することになっております。その件につきまして大丈夫かというお尋ねでございますが、児童相談所自体につきましては、一時保護所を2年間は設置いたしませんので、いわゆる事務所的なもの、それから、さらに保護者との面談をするような面談の部屋、それから子供たちの心理判定を行うような心理判定の部屋、こうしたいわゆる事務所的な部屋が中心になります

ので、そのあたりは十分な決められたスペース、必要なスペースを確保する形で、2年間は児童相談所としての運営ができるものと思っております。

なお、2年につきましては、議案でも御説明いたしましたように、一時保護所は自前のものは設置せずに、県の現在の中央児童相談所の中の保護所の方で対応させていただくこととしております。

以上でございます。

○小杉直委員 1点目で、19年度から20年度で70件も増加したというふうな説明がありましたが、1点目で私が聞きたかったのは、そうやって児童虐待のふえている原因、理由とはどういうものがあるかなということが聞きたかったわけですか。

2点目は、大体事務所として使うということで一応理解できますが、24年からは新設ということでしょう。24年からの新設の中には一時預かりも含むわけですか、そういう施設には。

この2点をもう一遍。

○吉田少子化対策課長 失礼いたしました。虐待の増加の理由ですが、特に身体的な虐待——虐待の種別には4種類ございますが、身体的な虐待、それから、熊本県の特徴としましては、ネグレクト、いわゆる養育放棄、こうしたものを中心に虐待の数がふえております。これは、県だけではなくて、全国的な虐待数の増加傾向ということになっております。

それから、平成24年度から、熊本市におきましては、一時保護所を、自前のものを相談所に併設する形で新設をする予定となっております。

○小杉直委員 なかなか答えが出らん。そのふえる理由、原因はどのようなものがある

かなあということ聞きよつとたいな。

○吉田少子化対策課長 特に、以前に比べまして地域の中で子育てが孤立化しているという状況、それから、特に、周りにいろんな養育の相談ができない状況、核家族化している状況、それから都市化している状況、こうした近年の子供を養育する家庭の孤立化というのがその背景には一つにはあろうかというふうに思います。

○小杉直委員 何か教科書的答えというか、お免状の答えんごたる、もうちょっと生の原因とか理由はこういうものがあるんですよという生きた把握の答弁のでけんとかな。

○吉田少子化対策課長 申しわけございません。特に児童虐待の増加につきましては、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、熊本においても、いろんな形で、地域で子育てを支えるような状況が薄れているということを踏まえて、虐待件数も、先ほど言いましたように、例えば平成6年でありますと、県内は1けたの、児童虐待相談件数は9件ということでございましたが、年々増加して、現在320件ということになっております。

特に、ネグレクトという、虐待の中でも養育放棄を原因とした虐待の比率が高いというのが熊本県の特徴になっております。そのネグレクトの中、具体的に申し上げますと、児童虐待防止法が改正されて、虐待の4分類がございますが、その中のネグレクトには、例えば、家庭内でDV、御主人が奥さんの方に家庭内暴力の事案がございますが、その事案について、家庭の中で子供がそれを同じ場所にいたときには、そのことが子供に対する虐待というふうなことで定義づけされておまして、特に、ここ数年は、警察の方から、家庭内暴力を摘発するときに、あわせて、子供についての虐待通告というものが児童相談所

に寄せられているというケースが特徴的な増加の原因の一つにはなっております。

○小杉直委員 平成6年が9件で現在は320件とおっしゃいましたが、20年度は391件じゃなかかな。

○吉田少子化対策課長 320件は平成19年度でございます。失礼いたしました。

○小杉直委員 夫婦不和とか、それからDV、それから子育ての孤立化とか、核家族とか、養育放棄とか、いろいろ原因のあつと思うんですが、これは、なかなか一番大きな社会問題ですたいな、児童虐待がふえるということは。これについて、やっぱり県の方も、どういう理由、原因なのか、それに対してどのように対処すべきなのか、どういう機関と協力、提携して未然防止ができるのかとか、何か具体的に、ううん、そういうふうな方法をとっていくんだなあというふうな、納得でござるごたる答弁ば今後するごとせんとな。そがんやって、何か教科書に書いてあつとば、こう読むごたるふうの答弁では、なかなかぴんとこんがな。一応要望しときます。頑張ってください。よかです。

○鎌田聡委員 今の関連になりますけれども、今児童虐待の相談件数が出されましたが、来年4月以降は熊本市が自前の児相をつくるというふうになりますけれども、今、391件ということでありましたが、熊本市と市以外でどのくらいの割合になっているんですかね。

○吉田少子化対策課長 平成20年度、熊本県全体で391件ございますが、このうち熊本市内が182件ございまして、全体の46.5%、5割弱という件数になっております。

○鎌田聡委員 かなりの部分、その人口も含めてあると思います。今後相談所が自前でやられるし、しばらくは、一時保護所については事務の委託ということで、県が、市がきちんとできるまでは、2年ぐらいめどですか、やっていかれるということですが、特に、4月から開設される相談所へのいろいろな部分での相談のノウハウの支援とか、その辺の状況はきちんとできているのでしょうか。それとも、ぎりぎりまでやられると思いますけれども、その辺の連携の状況をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○吉田少子化対策課長 熊本市が児童相談所を設置するに当たりまして、19年から、県、市間での連絡会議ということで、その後、市の相談所のあり方、それから県の支援の仕方ということで協議を行ってきております。

特に、人口でいきますと、県全体181万のうち73万人ほど、全体の4割が熊本市管轄になるということで支援を行ってきております。毎年、熊本市の方からも、研修あるいは派遣という形で、中央児童相談所の方に人の派遣を受け入れております。例えば、平成20年でございますと5名受け入れております。また、本年度、21年度は6名受け入れてきておまして、そうした実際に相談に当たる、対応に当たる職員の研修というものもやっておりますし、また、来年4月以降も、県の方からそうした人の派遣というものが来ておりますので、こうした支援も考えていきたいというふうに思っております。

それから、御説明しましたように、一時保護所、それから児童自立支援施設、これにつきましても、2年間、あるいは当分の間は、県の施設をお使いいただくという形でのバックアップをしてまいることとしております。

以上です。

○鎌田聡委員 もうそこは十分に、その4月

以降も、県からも派遣も含めてやられるということですから、ぜひ十分に、指導という関係かどうかわかりませんが、いろいろと連携をとって、熊本市になったからいろいろな対応が変わったというか、後退するようなことがないように、きちんと教えていただきたいと思います。

それと、もう1点いいですかね。

○池田和貴委員長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田聡委員 環境生活部でございますが、環境政策課、23ページ、ソーラー普及拡大事業、住宅用太陽光発電導入の助成の増額ということが出されておりますけれども、そういったエコ意識の高まりといいますか、そういうことで、かなり毎回毎回このようになって増額ということで出されておまして、いろいろな申し込みがかなりあって工事の方が追いつかないというふうな状況も聞かせていただいております。年度内にできなければ、この対象にならないというふうなお話も聞いておりますけれども、ある一定期間の申し込みまではきちんと助成ができるような措置ができないと、そのときに申し込みは受けたは工事が年度をずれたから助成金が出ないというふうな扱いになると、頼む方も工事する側も非常に厳しい対応というか、悩ましい対応になってしまいますので、そこのところをもう少し柔軟にできないのか、お尋ねをいたします。

○園田環境政策課長 今工期の話が出ましたけれども、そういう業者さんの方からも声を聞いております。特に、補助申請が急激にふえてまいりまして、業者さんの方でも非常に工事を進捗させるのに苦労されているという状況は聞いております。

ただ、単年度予算といいますか、今回の補助につきましては、国の方に合わせて実施す

るということで、国の方が2月22日まで設置ということにされております。それと合わせまして、県の方も2月22日までということで考えてはおりますけれども、今お話がありましたように、非常に業者さんからの要望もあるようですので、年度を超えるのは難しいというふうに思いますけれども、その2月22日については、もう少し延ばせないか検討をしていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 2月22日までに工事完了ということですかね。

○園田環境政策課長 そうですね、実績報告を出していただくということです。

○池田和貴委員長 2月22日までに実績報告を出すということですね。

○鎌田聡委員 なかなか単年度予算で年度を超えるという扱いは難しいかもしれませんが、努力目標としてやっぱりやってもらうなら2月22日までなら2月22日にやってもらうことが前提になりますが、先ほど申し上げましたように、かなりの工事を業者の方も大変な状況の中でやられておりますし、延びるかもしれんけん、補助の対象にならぬかもしれんよという話を申込者に言うのも非常に申込者も不安になってきますので、少しそのあたりは柔軟に対応していただくように要望いたしておきますので、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員 ちょっと新型インフルエンザについて、2～3点お尋ねをいたします。

12ページでございますが、新型新型ということでかなり盛り上がってきておりますけれども、発熱外来で旧型のインフルエンザ、それから普通風邪と言われるやつ、その辺の割合はどうなっているんですかね。

○末廣健康危機管理課長 新型インフルエンザの感染が拡大してしまいました夏場ぐらいまでは、季節性のB型等についても一定割合ございましたけれども、感染が拡大しました10月以降については、ほとんどが新型インフルエンザということで、0.2%程度、B型等が報告されてはおりますけれども、大半が、ほとんどが新型インフルエンザの状況にございます。

○佐藤雅司委員 そこで、12ページの予防費なんですけど、合計で14億2,000～3,000万程度の金額ということで、1の感染症予防費9億1,000万ということですね。新しく今回9億6,000万、10億程度の補正が組まれるということになるわけですが、従来、例えば国支出金と一般財源の関係ですが、旧型の季節性のインフルエンザについての、いろんなワクチンについての国と地方の割合といいますか、その辺と、今度新型というのとの関係をちょっと教えてほしいと思いますけれども。

○末廣健康危機管理課長 季節性インフルエンザ接種については、市町村の事業ということでございます。今回、予防費の中で新型インフルエンザ対策としてこれまで対応をお願いしてまいりましたのは、各医療機関で患者を診療していただく際の感染防止、医療従事者を守るための対策としての、PPEといいますけれども、感染防護具等を主にお願いしてまいりましたし、また、重症化した際の人工呼吸器の設置補助等を行ってまいりました。

今回、新型インフルエンザ接種負担軽減事業を新規事業として、国庫事業でございまして、その県負担分につきましては、経済対策事業の中の基金事業を立ち上げさせていただいております。そういう意味で国庫支出金の財源がふえております。

先ほど御質問がありました旧型といいます

か、季節性については市町村の事業になっております。

○佐藤雅司委員 私がちょっとお尋ねしたいのは、季節性のやつは市町村ということ、それから、今回は経済対策の中でおっしゃって一般財源を3億2,000万ばかり出すということで、大体6・4ぐらいの国、県の割合になっているということなんですけれども、考え方として、これだけやっぱり全国的に広がって、あるいは世界的に広がって極めて新型インフルエンザについては神経をとがらせてやっている、こういうことこそ国がやっぱり私はやるべきだと。市町村に銭があるけん市町村も出せと。それはある程度出してもいいかもしれないけれども、旧型のときはどぎゃんしとったかと。新しいこの、いわゆる、世界的な大流行については、やっぱり一つの姿勢の問題だと思うんですね。

だから、本当にそれは極端な言い方かもしれませんが、やる気があるとしていいのかと、そこまで言いませんけれども、こうした全国的な、日本においては全国的に大流行が起きているわけですから、国が徹底してこれについてやりますよというぐらいの私は姿勢があつてよかろうと思います。個人的な意見ですけれども。

となれば、例えば、これは、国に対して、もっともつこうした国、県の割合というのを国の方に重点を置いたやり方というのをすべきじゃないかなというふうにも思いますし、また、この一般財源を県として取り返していくために、例えば特交の措置があるとか——そんなものはないのかなと。もう一度お尋ねする。

○池田和貴委員長 佐藤委員、今おっしゃられたように、県議会でも、国の方で、今回は国の危機対策としてやってくれということで、全額国費でやってくれというのは意見書

を9月の議会で提出をしております。まさにそういったことを佐藤委員おっしゃっていただいたんだろうというふうに理解をしております。

じゃあ、それは末廣課長、どうぞ。

○末廣健康危機管理課長 今委員長からも補足説明いただきましたように、9月議会でも、全額国庫で対応すべき国家的な危機管理の問題であるということ御要望をいただきました。

この点に関しましては、従前から、執行部といたしましても、全国知事会や全国衛生部長会議等を通じて、この要望は強くお願いしてまいりました。

今般、この低所得者への助成につきましても、当初、後に御報告しますけれども、市町村ごとにばらばらになると混乱するおそれもあるので、同じ料金で、というのは、全部無料で実施すれば混乱も生じないだろうということで、やはり国家的危機管理として全額国庫でお願いしたいということ強く要望いたしましたけれども、結果的に市町村の負担と県の負担ということになりました。

ただ、負担の問題は残りますけれども、手続的には、混乱をしないようにということで随分努力しまして、現場サイドでの、医療機関には随分ワクチンの関係で御迷惑はおかけしておりますけれども、この負担軽減事業については混乱を生じることなく進めることができました。

ただ、健康被害が生じたときの補償の問題など十分でないところもございますので、さらに、県議会と連携をさせていただきまして、執行部としても強く国に要望してまいりたいと考えております。

○佐藤雅司委員 まだ言いたいけれども、もうやめときます。

○藤川隆夫委員 今のちょっと関連なんですけれども、ちょっと関連でよろしいですか。

この間副反応に関しての法案がたしか通っていると思いますが、その内容について、わかれば。

○末廣健康危機管理課長 後ほど。

○池田和貴委員長 今、どうぞ。

○末廣健康危機管理課長 よございますか。

それでは、補足説明資料、別冊でございませけれども、新型インフルエンザについてという別冊資料の10ページ目をお願いしたいと思います。

そこに、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等にかかわる特別措置法の概要ということで、11月30日に、参議院本会議で可決、成立いたしております。

この内容は、1点目、健康被害が生じた場合の救済の整備でございます。これは、新型インフルエンザ予防接種を受けた者の健康被害が生じた場合、その者に対しまして、予防接種法2類疾病の定期接種、具体的には、65歳以上に今季節性インフルエンザの接種を行っておりますけれども、それに対する救済制度と同様の内容の給付を行うというものでございまして、これは、ワクチンにつきましては、国産物、輸入物両方に対してこの健康被害の救済制度が適用になる内容になっております。

2点目が、輸入企業との契約内容への対応ということでございますが、輸入ワクチンによって副作用被害が生じた場合に、その被害者から企業に補償が求められた場合、それに対する国がその損失を補償するという内容のものでございまして、輸入ワクチン使用により生じた健康被害に係る賠償を国が補てんすることによって、海外からの輸入ワクチンの確保をスムーズに行おうという趣旨のもので

ございます。

この2点が内容でございますが、施行は、12月4日に公布、施行になっておりまして、実際それまでにもう既に接種が始まっておりますので、施行日前の接種を受けた者についてもこれが適用されることになっております。

内容は以上でございます。

○藤川隆夫委員 具体的にどこまで金額を見るのかは、わかっていますか。

○末廣健康危機管理課長 具体的な補償金額については、前回9月の委員会の際に御報告しましたが、今ここにあります内容でございますと、2類と同様ということでございまして、遺族一時金にしますと713万5,000円程度ということになります。この内容は、我々が県議会とともに要望させていただきました1類と同程度というのになりますと、1類だと4,280万円が一時補償金になっておりますので、随分差がございます。

○藤川隆夫委員 今言ったように差があるわけですし、我々現場で仕事をしている者として非常に不安があるわけで、その部分に関しては、もう一度1類並みにしてもらえるように動いてもらえればというふうに思うんですけれども、その付近は、これも要望という形で構いませんけれども、よろしく願います。

○池田和貴委員長 この件については、先ほど答弁の中にもございましたように、9月の県議会の意見書の中にも盛り込んであったものでございます。

ただ、県議会の意見とすれば、その辺は確定をしているところでございますので、執行部としても、今後また強く国の方に働きかけをお願いしたいというふうに思っています。

ほかにございませつか。

○岩中伸司委員 2ページの健康福祉政策課の関係で、国庫支出金返納金が54万3,000円ですけれども、これは何人ぐらゐの人が返納したんですか。

○古森健康福祉政策課長 人数は3人分でございます。

○岩中伸司委員 7年間継続をしてその仕事につけば、それは免除されるという説明だったんですけれども、実際は、免除する人というのはどれくらい——継続してそういう職業についている人というのはいますか。

○古森健康福祉政策課長 この修学資金の制度ですけれども、県の制度としては、平成5年度から平成14年度までの事業として行っております。その間に貸与を受けられた方というのは74名おまして、そのうち、全額免除というか、7年以上従事された方というのが42名いらっしゃいます。まだ債務といひますか、要するに7年まで至っていないと返還をする義務があるという方は11名残っているということで、その中で、さっき言ひましたように、3名の方というのが、2人は、いわゆる期間満たずにもう業務をやめられたという方、それと、あと1人は県外に就職されたということで県内にとどまらなかつたという、その方たち3名の分が、今回の返納の対象になっております。

○岩中伸司委員 そうすると、全体的な傾向としては、ほぼその職に、定職というか、長期にそこで仕事をされているという理解をしていいんですかね。

○古森健康福祉政策課長 そうですね。74名のうち、今のところ42名ですけれども、その

間も、継続で今、業務をしていただひいていますので、ある程度の率では県内にとどまっていたというふう理解していいと思います。

○岩中伸司委員 わかりました。もう1点いいですか。

○池田和貴委員長 続けてどうぞ。

○岩中伸司委員 続けて。そしたら、関連するところもあるんですけれども、両部長から不適正経理の問題についての冒頭のごあいさつの中でありましたけれども、詳しくちょっと説明をいただひいたんですが、このことを言えば、これからは再発防止を図っていくということで、それぞれの部署で進めていくということですが、私は、この再発防止という、ちょっと前段のところ、先ほど説明があつたのは、清水が丘学園のこのクーラーの問題なんかを考えれば、もう少し現場に権限を拡大するというか、地方分権のそんな話じゃないけれども、もっと職場で職員の人たちが働きやすいような、事務の取り扱ひができるような制度に変えていかないと再発防止というのはできないと思うし、これが、ただのぎゅうぎゅう締めて枠にはめられた形のやつでどんどんやれば、私は、職場の中は窮屈になって、それこそ県民のためにはならないんじゃないかというそういう気持ちを持つんですけれども、いかがでしょうか。部長にお伺ひしましょうか。

○池田和貴委員長 森枝健康福祉部長から、その後……。

○森枝健康福祉部長 今、岩中委員からおつしいましたように、その意識の問題もありますけれども、かなりの部分で、システムの問題ですね。

1つは、予算の科目というか、割と細かく予算費目は分かれているのと、あと、流用して使う場合の手続、そこら辺どうしても時間がかかるといふ部分がありますので、そこら辺を工夫して、もう少し、急に必要性がぱっと生じる場合もあるんで、柔軟に運用できるようなシステムの変更とか、そこら辺は、現在のところでとりあえずやっているのが、各部署で、そういう備品購入費を筆頭課で予算計上して、迅速に対応できるようなシステムに今年度からちょっと変えています。ただ抜本的には、これは、行政の予算のシステム全体とか、会計システム全体をもう少し柔軟なものにできるかどうかというのはあるかと思っております。

今おっしゃいましたのは、本庁と出先機関の問題もありますが、予算があれば、その令達はすぐできるんですよ。その本庁と出先機関という問題よりも、行政の中のそういう予算のシステムとか会計のシステムとか、そっちの方のシステムを改善していった方がより大きいかと思いますし、もし本庁と出先機関でそういう問題があるとなれば、当然、今おっしゃったように、できるだけ権限を委譲した方がいいというぐあいには思っております。

以上です。

○駒崎環境生活部長 今、岩中委員から御指摘があった点、もっともな点だと思っております。

これまでの予算制度、財務会計制度というのが、役所のいわゆるお役所仕事と言われるように、スピード感や実態に対応した弾力的な運用を多少は犠牲にしても、不正の防止という点に重点が置かれておりました。そのために、ある科目で予算が余っていても違う科目には簡単には使えないと。民間企業ですと、そうしたことがないというふうなところがございました。

民間企業の場合ですと、生産の増に伴って費用がかかる場合には、予算を超えてでも原材料を調達して製品をつくって出荷して利益を上げるというふうな、後からそれを決算で発表するという形ですが、役所の場合には、そうしたことは、歳出予算を必ず上限として、しかも科目ごとの予算を上限としてしか使えないというふうな、そういう厳重さがありました。

ただ、残念なことに、今回はその不正防止に力点を置いた役所の会計制度が、逆に不正を生んでしまったというところがあるかと思っております。県職員としては、現在の会計制度を熟知して、できること、できないことをしっかり把握して取り組むことが大事でありますし、その一方では、委員がおっしゃったように、現在の制度が余りにも窮屈で実態に合っていないという面があれば、それを改善していく必要があるのではないかと思っております。そのために、県の方では、単県事業の予算については、財政課の方が従来よりも予算の流用というのを幅広く処理していくというか、今までかなり、一回つけた予算を変更するということについては、財政課は慎重だったんですけども、実態に合わない部分があれば、内容を見て、実態に合うような予算の変更を認めるというふうな方向で、今制度設計のやり直しを進めております。

一方で、国の方の仕組みは、まだ依然として地方不信といいますか、地方自治体はどうも事務能力も低いし、実態に合わせておかしなことをしているんじゃないかという不信も多少あるのかと思いますけれども、依然として不正防止という観点の方が強くて、弾力的運用については必ずしもまだ積極的な回答がいただけてないかなというのを感じております。ただ、依然としてそういう状況ありますけれども、国に対しても、多少現場の実態に合わせて、現場で弾力的に運用できるような仕組みも要望していく必要はあるかと思っております。

おります。

ただ、委員、せっかくの御配慮のある御発言だったと思いますけれども、我々県職員は、制度をこういうふうに変えた方がいいんじゃないかという気持ちは持ちつつも、今の制度を踏み越えて勝手なことをしてはならないというのが大原則ですので、いろいろ不自由はあっても、制度が変わるまでは、あくまでも制度の枠の中でのりを越えずにやっていく必要があるかと思っております。

今回、多少のりを越えた部分があって、非常に大きな問題になって、県民の不信も買っているかと思っておりますので、そこは十分反省しながら、現在の枠組みを尊重して制度の中で一生懸命やるということと、制度が実態に合わない部分については改善を図っていくと、見直しをしていくという両方立ててやっていきたいと、そのように考えております。

○岩中伸司委員 県職員の人々は、やっぱり制度の枠の中できちんこの仕事をするということを厳密にやっていけば、徹底的にそれは私はできると思うんですね。そうしたときに困るのは、その応用をしていって、何か手助けしてもら側側の県民の側になりはしないかという心配をするんですよ。

極めて悪い事例も、100件、200件、何万件かに1件か、県職員の場合も、そういう人中には出てくるかもしれぬ。出てこぬと思うけど。取り締まる警察官の中にも飲酒運転がいるわけですから、これは例が余りよくはないと思うんですが、そんな感じで、ごく一部に不正があったことが、いかにも全体的なやつに変えられていったら私は組織がマイナスになっていくというふうに思うので、厳格にやるというのは大前提かもしれないけれども、そうであるならば、やっぱり制度の運用をもう少し柔軟にするような仕組みに変えていっていただきたいというふうに思いますけれども。これは要望です。

○小杉直委員 私も、岩中委員のおっしゃることにほぼ同感をしておりながら聞いたわけですが、両部長の中で環境生活部長に、再確認といいますか、聞いたときですが、新聞によりますと、123万円だったかな、それが新たに見つかったような印象を受ける見出しだったもんですからびっくりしたわけですが、自主調査で公表したあの中に含まれておったんですか、また新たな123万円ですか。

○駒崎環境生活部長 私に対する御質問ですので、お答えを申し上げます。

結論から申し上げますと、3月に把握して公表したものの一部ということでございます。

県の実態調査では、県単独事業か補助事業かという区別を設けずに、差しかえなど、不適正な経理があったものを洗いざらい調査をいたしまして発表いたしました。

そのときには、単独事業分が幾ら、補助事業にかかるものが幾らという発表は確かにいたしておりませんでした。総額が1億円近くということを発表したところでございます。

その中で、今回の記事は、農林や土木の中で会計検査において不適正経理があって、国庫補助の返納につながるものがあったということの調査があって、まだ会計検査が行われていない環境省の分、あるいは厚生労働省の分についても、見てみたところそういうものがあったということで、これは補助金の返納につながるというふうなことで、環境省、厚生労働省の補助金に係るものの不適正経理、あるいは将来の補助金の返納というものについては今回初めて把握したという意味で、初めてわかったという書き方をされたのかなと思っております。

○小杉直委員 ようわかりましたが、そんなら、結論的には自主調査の公表した分の中に

含んでおった金額だということですか。

そうしますと、私は、一方では、決算特別委員会の委員長を仰せつかっておりますが、最終日に決算特別委員会委員長としての決算報告いたしますけれども、その中に、20年度分については約280万ぐらいの不適正経理分があったものですから、それを決算特別委員会委員長として、今後再発防止に努めるようにという意味も含めて指摘するようになっておりますので、包含的には、その中にこの123万含まれるということの理解でいいですか。

○駒崎環境生活部長 はい、そのとおりで結構でございます。

○小杉直委員 わかりました。

質問、変わりますが、駒崎部長、おたくの部長説明の裏側の上から4段目、「その際、副大臣は、裁判をしている団体とは、和解協議が成立する条件について事前協議を始めることを表明され、環境省と各団体との個別協議は、先月から始まっております。」というふうに説明されておりますが、実際始まっておりますか。その事例を、わかれば。

○駒崎環境生活部長 まず、11月に、環境省が、それぞれの被害者団体、不知火患者会、出水の会、芦北の会、獅子島の会など、幾つか被害者団体、グループが分かれています。それぞれの団体と協議をされております。

それと、特に訴訟をやっている不知火患者会とは、その後、12月に入りまして、12月3日にも協議が行われております。

これについてももう少し補足いたしますと、最初裁判をやっている団体は、あくまでも司法的な救済を求めるという姿勢でございましたので、7月に――よろしいですか。

○小杉直委員 いや、具体的な動きがありま

したかと。この環境省と各団体の個別協議、具体的な動きありましたかと、それをお尋ねしたい。

○駒崎環境生活部長 協議は進んでおりますけれども、まだ具体的に決定された事項、具体的な動きというものはございません。

○小杉直委員 そんなら、私が勘違いしていたんなら御無礼ばってん、テレビ見とったら、環境省の事務次官の方が水俣に来て患者団体と協議をなさっているテレビを見ましたが、あれについてはいかがですか。

○駒崎環境生活部長 副大臣が中心になって、今、政務三役という中で、副大臣が、環境省の場合は水俣病を中心になって担当しておられます。

小林事務次官が来られたのは、水俣のいろんな施設をまずごらんになると、被害者団体に対して、副大臣との協議が進んでいない患者互助会というのがございますけれども、そこはもう協議には極めて応じない、裁判を絶対続けるというグループでございますが、そこのお話をされたかと聞いております。

1つは、事務次官が視察された趣旨は、和解とか特別措置法に基づく救済については、副大臣を中心には作業が進んでおりますが、一方で、胎児性、小児性の患者さんを初め、認定されているけれども、親の方の高齢化に伴って、胎児性の、昔は赤ちゃんであった方がもう既に50歳ぐらいになっておられますので、そうした方の今後のことについて何とかしていただけないかという声もあるものから、そうした対策について、いろんな水俣の福祉施設を見ると同時に、明水園などの入所者の生の声を聞かれたりされたら、そこが大きな点だったのではないかと感じております。

したがって、和解協議そのものについ

て大きな動きということではございません。

○小杉直委員 やっぱり事務次官でしたかな。だから、珍しい光景だなと思いつつながら、しかも、政務三役、政治主導という動きの中で、一方では、事務次官会議の廃止論なんか出る中で、反骨精神で水俣に來られたのかなというふうな思いがあったわけですが、この環境省と各団体の個別協議の範疇じゃないわけですね、あの動きは。

○駒崎環境生活部長 全くらち外かというところはるかと思つています。ただ、特別措置法や裁判上の和解に向けた一連の動きとしては、直接は含まれていないという理解でよろしいかと思つています。

○小杉直委員 大体わかりました。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 結構です。

○池田和貴委員長 ほかにございせんでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第13号から第15号まで、第21号から第22号までについて、一括して採決をしたいと思つていますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外6件について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よつて、議案第1号外6件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、済みません、ちよつと5分だけ休憩をとらせて、次、再開をしたいと思つています。

午前11時50分休憩

午前11時56分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

本委員会に今回付託されました請願を議題として、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございまして。座つて説明させていただきます。

請第34号について御説明をいたします。

この請願の趣旨は、多重債務問題解決のための貸し手対策であります改正貸金業法の完全施行の早期施行を求めるとともに、借り手対策の充実強化を求めめるものです。

改正貸金業法は、平成18年12月に成立、公布され、施行は段階的に行われて、来年の6月までには完全施行されることとなっておりますが、見直し規定がございまして。完全施行で規定する総量規制や上限金利引き下げなどを円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを完全施行までに行うという規定でございまして。

このため、去る11月13日、金融庁に貸金業制度に関するプロジェクトチームが設置されて、貸金業者や利用者の実態調査、構ずべき施策の必要性の有無等の検討が始まったところであり、完全施行までに一定の結論が出される予定でございまして。

請願事項の2から4の自治体における相談

窓口拡充、セーフティーネットの充実及びやみ金融の徹底摘発に関しましては、内閣府に設置された多重債務者対策本部が、平成19年4月に、借り手対策として策定した多重債務問題解決プログラムでも掲げられている事項です。本県においても、このプログラムに基づきまして、平成19年8月に熊本県多重債務者対策協議会を設置して、多重債務者対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ないということでございますので、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第34号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という声が多数でございます。

では、請第34号については、採択という意見がございますので、採択についてお諮りいたします。

請第34号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、請第34号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第34号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書案については作成をしておりますので、事務局に配付させます。

（資料配付）

○池田和貴委員長 それでは、担当書記から意見書を読み上げてください。

○中村議事課課長補佐 担当書記の中村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から意見書(案)について読み上げさせていただきますと思います。

読み上げます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)

深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、(1)多重債務相談窓口の拡充、(2)セーフティーネット貸付の充実、(3)ヤミ金融の撲滅、(4)金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、同法成立前には18万人を超えていた自己破産者数も平成20年には13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者等の借入れが困難となっているため、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声の一部にあるが、仮に、これらを採用すれば、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、多重債務問題改善プログラムに位置付けられた相談体制の拡充、セーフティーネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などに着実に取り組むことである。

よって、国におかれては、多重債務問題の解決及び地方消費者行政の充実が喫緊の

課題であることも踏まえ、下記の項目を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全実施すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人および中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○池田和貴委員長 ただいま配付いたしました意見書(案)について御意見はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ないようであれば、それでは、この案で委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉部、吉田少子化対策課長から報告をお願いします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。座って説明をさせていただきます。

報告事項の資料1ページをお開きください。

熊本県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定状況について御報告いたします。

これにつきましては、9月議会の厚生常任委員会においても策定状況を御報告しております。

平成15年に成立しました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、17年3月に策定しております現在の熊本県次世代育成支援行動計画は、17年度から21年度までの5年間を計画期間とした前期計画という位置づけでございまして、現在、22年度から26年度を計画期間とする後期計画の策定作業を進めております。

この計画は、1番にございますように、子育てに関する関係施策を総合的かつ計画的に推進するための計画でございます。

基本的には、前期計画、現計画を踏襲しつつ、策定後の社会情勢の変化や国の新たな行動計画策定指針などを踏まえて、くまもとの夢4カ年戦略及びその他の関係計画との調和、連携が図られた内容とすることとしております。

次に、2番にございますように、計画の策定体制としましては、くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会で策定に向けた協議等を行っていただくとともに、協議会内に後期行動計画策定検討部会を設置して、内容の具体的な検討を行ってまいりました。

2ページをお願いいたします。

庁内では、関係します52課室センターで構成します行動計画推進会議などと連携を図り

ながら策定を進めております。

次に、3番、これまでの取り組みですが、これまで、計画策定のための基礎資料とするためのアンケート調査等の実施、さらに、5月から8月にかけては計画策定検討部会での議論、9月には推進協議会において総論部分のたたき台の協議等を行っております。さらに、10月には推進協議会で具体的な施策を含んだ全体のたたき台の協議、その後、11月に保育関係団体など関係団体から意見聴取を行い、素案として取りまとめて、今月3日には推進協議会において協議を行っております。

次に、4番の後期計画素案の概要ですが、計画の構成と内容につきましては、次の(2)に記載しておりますが、その前に、(1)前期計画との相違点を申し上げます。

前期計画から4点ほど変更しております。

1点目は、成果指標でございますが、これにつきましては、現在、実際に持てる子供の数を高めるとともに、理想とする子供の数と実際に持てる子供の数との差を縮小するという成果目標を設定しておりますが、これを子育てが楽しいと感じる県民の割合を高めるといった形に変更しております。さらに、少子化の現状をあらわす数値である合計特殊出生率、生涯に1人の女性が産む子供の数でございますが、これと出生数を参考指標として設定しております。

さらに、2点目としまして、地域における子育ての支援を初めとします8つの基本施策の中から、親への支援、子供への支援、子供・子育ての意識づくりといった観点から、横断的に取り組む施策として3つの重点プロジェクトを設定しております。

3点目といたしまして、255の具体的施策と151の数値目標、現計画にございますが、これにつきましては、真に必要で実効性があるかどうかを踏まえつつ、178、67という形で絞り込みを行っております。

さらに、4点目として、国及び社会への提案項目に、子供の貧困対策、あるいはこのよりのゆりかごに関するものを新たに追加しております。

また、3ページから5ページにかけては、後期計画の内容につきまして構成順に記載をしております。総論、それから目指す姿、基本目標などを総論の中に記載しております。4ページから各論に記載しております。

第1章の地域における子育ての支援に始まり、最後の第8章、5ページの最後になりますが、次世代育成に向けた意識づくりまで、章ごとに各論に記載しております具体的な取り組みの内容の概要を記載しております。

例えば、第1章をごらんいただきますと、第1章では、保育サービスの充実や子育て支援に携わる人材の確保、また、児童館活動への支援、いじめ、不登校等の対策を記載しております。

次の6ページにございますが、特に重点的に進める取り組みとして、地域の子育て力の強化、子供の健やかな育ち、県民ぐるみでの育ち・子育て意識醸成といった3つの重点プロジェクトを設定しております。

最後の5、今後のスケジュールでございますが、今後、年明けの1月にかけては、計画の素案を県政パブリックコメントで県民の方からの御意見を募集し、素案に対して必要な修正を加えた上で、推進協議会で議論を経まして、2月県議会で計画案を議案として提出させていただく予定としております。

よろしく願いいたします。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。

「このよりのゆりかご」検証会議・最終報告について御報告をいたします。

ゆりかごにつきましては、平成19年5月10日に運用が開始されましたが、県では、有識者から成る検証会議を設置し、検証を行って

まいりました。さきの11月26日に最終報告がまとまり、公表されました。

1番の経緯でございますように、検証会議につきましましては、ゆりかごをめぐる社会的課題等を明らかにするために、10回の会議で議論を重ねてまいりました。20年9月8日に中間取りまとめ、さらに、その後議論を重ねまして、11月26日に最終の報告が公表されております。

8ページをお願いいたします。

最終報告の概要でございますが、1. 内容と構成にありますとおり、最終報告では、運用実態の整理、諸課題の検討、課題解決のための方向性の提示、ゆりかごの評価、関係機関への提言と要望などをまとめております。

2の検証の対象期間にありますように、運用開始から直近の本年の9月30日まで、51事例、ゆりかごの事例がございましたので、これを対象としております。

3にございますように、事例の背景などにつきましても、子供個人が特定されないよう最大限の配慮をしながらも、できる限りの記載をしております。

4にありますように、ゆりかごの運用、利用状況の分析と評価、社会的課題、法制度上の課題の整理を行った上で、ゆりかごへの評価について、検証会議委員の意見を集約しております。さらに、関係機関への提言、要望をまとめております。

9ページ、5番の最終報告、各章の主な内容、これにつきましては、報告書全文につきましては、公表の際に各委員の先生方にはお配りしており、また、12月1日から県のホームページにも全文を掲載しておりますので、内容の詳細な説明は省略させていただき、構成等につきましまして、簡潔に紹介させていただきます。

第1章では、ゆりかごの仕組み、あるいは児童相談所など関係機関の対応について記載をしております。

第2章では、ゆりかごの利用状況、さらに、背景につきましまして、51事例についての背景と、さらには預け入れられた後の子供の状況等を記載しております。

10ページをお願いいたします。

第5章では、事例から見える諸課題を整理しております。

ゆりかご事例の動機や背景、あるいは、家族の状況をもとに、ゆりかごに預け入れる以前の段階、ゆりかごの運用と対応、それから子供への援助、こういった3つの段階に区分し、課題の整理を行っております。

さらに、第6章では、ゆりかごへの評価として、各委員から出された課題と評価をまとめております。

第7章では、そうした課題を踏まえて、関係機関への提言と要望事項をまとめております。

最後の第8章ですが、これは報告書全体の取りまとめとなる部分でして、ここで検証会議の考え方の全体の整理をしております。その内容としては、ここに記載してはおりませんが、簡単に申しますと、匿名で子供を預かるゆりかご単体での設置は容認できないが、現在、慈恵病院において、相談業務と一体的な運用がなされていることや、あるいは匿名をできるだけ排除する努力がなされている、こうしたことを踏まえて、ゆりかご全体としては、一定の評価ができるといった内容の整理がされております。

11ページをお願いいたします。

今後の予定ですが、まず、国への提言、要望につきましましては、知事から国に対して直接要望をしたいというふうに考えております。日程につきましては、現在調整をしているところでございます。

また、2にございますように、ゆりかごに関する課題の情報発信の取り組みの一つとして、来年、22年1月31日に、熊本市におきまして、検証会議の委員等にも御出席をいただ

いて、県主催でゆりかごシンポジウムを開催することとしております。

こうしたことを通じて、ゆりかごの問題について、広く社会でも論議がなされることを期待しておるところでございます。

以上です。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。座って御説明させていただきます。

別冊になります介護基盤の緊急整備による施設等の整備計画についてという資料をごらんください。

資料の1ページですけれども、この介護基盤等の緊急整備につきましては、平成21年度の1次補正予算で実施をされております経済危機対策の一環として行われているものでございます。

通常、介護施設の整備につきましては、3年ごとの計画を策定し、それに基づいて実施をすることとしております。現在、ことし3月に策定いたしました第4期の計画、これが平成21年度から23年度の3年間を計画期間とする計画でございますけれども、これが動いている、進行しているところでございます。

今回の緊急整備につきましては、平成24年度以降、第5期の計画以降に必要と見込まれる介護施設等について、この4期の計画期間内に繰り上げて、上乘せして整備をするというものでございまして、当初計画していたものとあわせまして、この上乘せ整備についても助成金の単価が行われているところでございます。

このうち、小規模の施設、いわゆる地域密着型サービスと言われている施設につきましては、国から県が特例交付金の交付を受けまして、県の基金に積み立て、その基金を通じて市町村に助成金を交付するというような仕組みになっております。

今回のこの上乘せ整備の計画につきまして

は、介護保険の運営者、保険者であります市町村に対して、将来の介護ニーズの見込みですとか、施設入所申込者数の動向等、それぞれの地域における実情を踏まえて検討を依頼したところでございます。その結果、今般、ここに掲載しておりますような、今後3年間の施設・居住系サービスを中心とした整備計画がまとまったところでございます。

表を見ていただきますと、まず、上段の表が、当初の計画、ことし3月に策定いたしました第4期の計画において計上していた整備計画になります。ここでは、主なサービスの種類といたしまして、特別養護老人ホーム、そして介護付きの有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護の4種類について計上しております。合計で3,300人余りの定員に相当する整備を行う予定としておりました。

これに上乘せということで、2段目になりますけれども、合計で1,250人余りの定員増を今回の上乘せ整備として計画をいたしました。

合計いたしまして、この3年間におきましては、約4,600人の定員増に相当する施設整備の計画が今般まとまったところでございます。

なお、あわせまして、消防法施行令の改正により、新たにスプリンクラーの設置が必要となった既存の施設等に対するスプリンクラー整備の助成金も設けられておるところでございます。希望する施設に対して助成を行うこととしております。

資料の2ページにつきましては、圏域ごとの整備計画をまとめたものでございます。

以上でございます。

○末廣健康危機管理課長 別冊資料、新型インフルエンザについてをお願いいたします。

2ページ目をお願いいたします。

下の箱でございますが、世界的な状況でございますけれども、11月15日以降、WHOは、感染者の確定例の公表を中止し、上にあります11月29日現在の死亡例のみの統計になっております。11月29日現在で死亡例が8,768人の報告になっておりますが、新聞報道では、12月6日現在、9,500人を超えたという報道もございます。

下の丸でございますが、2ポツ目でございますが、北半球では、冬のインフルエンザシーズンの到来が例年より早く、アメリカ及びヨーロッパの一部では、流行のピークを過ぎたようであるというWHOの報告もございません。

開いていただきまして、3ページ目でございます。

国内の発生動向でございますが、下の折れ線グラフにあります定点1医療機関当たりの患者報告数でございますが、本県と全国を比較しますと、11月16日の第47週までは、本県は全国平均をずっと下回ってまいりました。48週、11月23日の週になりますと42.10ということで、全国平均を超えた状況でございます。その後、全国も本県も、48週をピークに、右肩に少し下がりました。これが、今回の第1波のピークになるのかどうか今後の推移を見守る必要があるところでございますが、国は、この後一気に下がっていくことは考えにくいということで慎重な考えを示しております。

下の箱でございますが、今回の新型インフルエンザの特徴の分析でございますけれども、11月中旬までに国民の14人に1人程度がインフルエンザで診療機関を受診し、そのうち、1,200人に1人が入院され、入院患者の16人に1人が重症化して、受診者の14万人に1人が死亡したと推計されるとされております。

2つ目の丸でございますが、入院のうち、基礎疾患を有さない方が64%を占めていると

いうことで、基礎疾患を有する頻度が低い年代、つまり若年層の入院患者が集中しているということが特徴の一つになっております。

3つ目の丸でございますが、死亡者の分析によりますと、発症から死亡までが平均5.6日ということで、早い経過でお亡くなりになっておられるということが特徴の一つになっております。

4つ目の丸でございますが、その死因でございますけれども、20歳未満では、急性の心筋炎や脳症、肺炎が多く、20歳以上では急性肺炎が多いと報告されております。

最後の丸でございますが、入院率と重症化率は横ばいに推移ということでございますので、ウイルスの変異、強毒化というのは現在まで見られていないという状況でございます。

(2)が、都道府県別の報告数でございますが、網かけをしておりますところが警報レベルに達したところでございます。各都道府県ごとに、いつ警報レベルに達したかを一覧化したものでございますが、これを見ていただきますと、東京都だけが、11月1日に28.09をピークにして、警報レベルの30には達しないまま右肩下がりになっておりますが、それ以外の都道府県は、すべて警報レベルに達しています。本県が11月22日時点で31.25と警報レベルを超えましたけれども、九州内では最も遅く、全国でも5番目に遅い状況となっております。

5ページ目をお願いいたします。

そこに入院患者の全国の概要を示しておりますけれども、先ほど若年者に多いと申し上げましたが、そのバックデータでございますけれども、1歳から5歳未満の入院患者が1,893人、18.1%、5歳から9歳が4,725人の45.1%、10歳から14歳が1,929人の18.4%ということで、この年代を合わせますと81.6%と、ほとんどがこの年代層の入院患者になっております。

(4)がその推移でございますけれども、8月10日の週の34週と、一番右側、11月16日の47週を比較していただけたらと思いますけれども、高校生を含みます15歳から19歳につきましては、39週をピークに47週には13.9まで下がってきております。小学校高学年と中学生を見ますと、10歳から14歳の区分では、41週をピークに24.3というところまで下がってきております。5歳から9歳、就学前と小学校低学年のところでございますが、13.3だったものが、47週には31.8%まで増加してきているという状況でございます。それから、0歳から4歳、保育園の年少、年中さんまでのところでございますが、38週まで下がっていましたが、それから11.6%までふえてきているという状況でございます。

本県の状況でございますが、(5)でございます。6ページでございますが、若干動きに差はございますが、大きな傾向は変わりません。ただ、本県の特徴としては、8月時点でも9歳以下の罹患者の割合が多かったということでございますが、高校生からの感染が始まりましたけれども、夏場、中学校の部活動を通じて感染が拡大し、その後、全国の傾向と同じように、低年齢層の罹患がふえてきているという状況でございます。

左下が保健所別の状況でございますが、先々週では有明が一番多く、次いで、菊池、八代の地域での患者報告が多くなっております。

右側の表で、学校や社会福祉施設等からの報告がありました患者の状況でございますが、これを毎日公表してインフルエンザ情報ということで報道されておりますけれども、これにつきましても、11月29日の4,988が、12月の6日の週、これは9日現在でございますが、11日現在で2,500の結果でございます。ですから、半分ほどに学校や社会福祉施設等からの報告も減ってきているという状況でございます。

次、7ページ目をお願いいたします。

ワクチンの接種申し込みと国からの配分量の状況でございますが、これまでに5回のワクチンの配分がございます。しかし、右にありますように、申込数量がそれを大幅に上回っておりまして、11月では平均して4割程度、12月も第5回目で約7割程度の配分率になっております。ただ、下の12月の第7回を合わせますと、12月配分分で22万6,000回分ほどの配分量になりますので、11月の約倍近くになってまいりますので、徐々に不足状況は緩和してくるものと思っております。

ただ、今後予定しておりますワクチンの輸入でございますが、せんだってカナダで発生しました17万人分のリコールの問題がございました。これについては、国が調査員を派遣しまして報告がされておりますが、その内容では、特定のロットの問題で全体の問題ではないという報告がっております。国は、今後、専門家の意見を聞いて、輸入ワクチンの開始時期を予定どおりにするかどうかというのを決めていくというふうに伺っているところです。

(3)8ページ目のワクチン接種スケジュールでございます。

これまでの接種スケジュールがそこに書いてございますが、1歳児、それから2歳児から就学前の小児、小学校低学年につきましては、既に前倒し実施をいたしたところでございますが、さらに、先ほど御報告しましたワクチンの状況等をかんがみ、県医師会とも御相談させていただきまして、今後、1歳未満の小児の保護者、それから小学校4年から6年生、高学年でございますが、それから中学生と高校生、来年1月になっての接種を予定しておりましたけれども、これを年内に開始するというので、12月28日めどの接種開始ということで、12月15日からの受け付け開始を各医療機関をお願いしているところでございます。28日めどというのは、年末の医療機

関の開設日が医療機関によって異なりますので、間に合うところは早目に、ワクチンが届き次第、今の3対象の接種を始めてもらうということをお願いしているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、まだ十分な供給にございませんので、集団化、集団的接種の必要がございます。県としましては、市町村に対しまして、医療機関での混乱や混雑をできるだけ緩和するために、集団的接種の取り組みをお願いしてまいりました。12月7日から八代市と氷川町合同で集団接種が既に始まっておりますし、玉東町、水上村、五木村でも計画ございます。できるだけ集団化して各医療機関の負担を減らしていきたいというふうに考えているところでございます。

9ページ目をお願いいたします。

負担軽減事業、今回お願いしております予算の内容でございますけれども、先ほど御説明しました事業のスキームで、負担割合で、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1とございました。

先ほど、佐藤委員の御質問のときにお答えを失念しまして失礼いたしました。この地方負担分、県4分の1と市町村4分の1につきましては、特別地方交付税への算入を予定しているということでございましたので、我々としましても、その内容の結果を確認し、財源の確保をしてまいりたいというふうに考えています。

それから、右肩にありますように、市町村の実施状況でございますが、この制度は、市町村民税非課税世帯分については、全部実施するか、あるいは、その一部を、他の課税と書いていますが、妊婦さんから65歳までの方々にその一部を回してもいいという市町村の判断によるとされています。今把握しております内容によりますと、市町村民税非課税世帯を全額補助、助成するのが20団体で、さらに加えて、そこにあります課税のところの

3、4団体が継ぎ足しで単独補助される予定と。それから、一部助成を決められたところが24団体で、その財源を妊婦さんから65歳までに振り向けていくという予定になっております。なお検討中の団体が4団体ございます。

これの負担軽減の方式については、左の②にあります。医療機関でワクチンを接種していただくときに、無料または低額で受けていただくという代理受領の方式と、それから、一たん全額を払っていただいて、領収証を添えて市町村に請求していただくという償還払いの2通りの方式がございますが、市町村によって料金が異なるという状況にはございますが、現在までに混乱した状況というのは報告されておられません。

10ページ目の特措法の内容は、先ほど御報告したとおりでございます。

最後のページ、11ページ目をお願いいたします。

医療体制につきましては、そこに一覧化しておりますように、熊本市では、警報レベルに達した以降、約80の医療機関で診療時間の延長等を実施いただいています。

玉名郡市等でも、地域医療センターに地域の医師が交代で勤務する等々のやり方で、県内で約200程度の医療機関が協力いただいて、休日・夜間の診療体制を組んでいただいているところでございます。

この内容は、県ホームページ等で県民にも情報提供し、できるだけ特定の医療機関に集中することがないように県民にお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

報告資料にお戻りいただきまして、12ページをお願いします。着座のまま説明いたします。

平成21年度ゴルフ場で使用されました農薬

に関する水質調査結果につきまして御報告申し上げます。

本文に書いてございますが、環境省が定めるゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針及び県で定めておりますゴルフ場におきます農薬の安全使用に関する指導要綱に基づきまして、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るために、排水水等につきましての調査を実施しているところでございます。

なお、この調査のほかにも、県内のゴルフ場におきましては、県が定める指導要綱等に基づきまして、年2回以上の自主検査を実施することとされておりまして、また、保健所からも随時立入調査等を行うことによりまして、適正な排水の水質管理が行われるように指導を行っているところでございます。

1の調査期間につきましては、6月から9月までに実施をしております。

2の調査対象ゴルフ場につきましては、これまでの調査結果におきまして、すべて排水水についての異常がなかったことを踏まえまして、平成20年度から、県内44ゴルフ場を5年間のローリングでモニタリング調査を実施することとしておりまして、本年度は、菊池及び阿蘇保健所管内の9ゴルフ場を調査したところでございます。

調査の内容につきましては、排水水につきまして、それから井戸水も同じでございますが、9ゴルフ場、それぞれ9検体ずつ調査をしております。

調査対象農薬につきましては32の物質ということで、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等について調査をしております。

4の調査結果でございますが、排水水、井戸水ともに、9ゴルフ場の排水水等におきまして、すべて農薬32物質は不検出となっております。

以上でございます。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。失礼いたします。

15ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備についてでございます。

まず、1目的及び2のこれまでの取り組み状況についてでございますが、産業廃棄物の安定的な処理体制の確保、県民の生活環境の保全、経済活動のインフラとしての整備を目的といたしまして、2のこれまでの取り組み状況の年表に記載しておりますとおり、平成14年度から種々の取り組みを進めてまいりました。

現在の計画概要は、下表のとおりでございます。埋立容量、約45万立米などとしておるところでございます。

16ページをお願いいたします。

3の最近の取り組み状況でございますが、表に記載いたしましたように、9月県議会で御報告をいたしました住民説明会を経まして、環境影響評価手続の一環でございます現地調査に向けた準備を進めてまいりました。

表の中ほどにございますが、10月20日には、地質調査解析・計画立案に係る業務を委託するなど、環境影響評価現地調査に係る業務委託を計3本発注しております。その後、現地調査に先立ちまして、南関町大場・胡麻草区、米田区では、改めて住民説明会を開催し、現地調査の内容を周知させていただきました。和水町では、11月8日に対策協議会で現地調査の内容説明を具体的に受注業者、調査時期についてお知らせするチラシを各世帯に配布させていただきました。

こうした地元への周知を経まして、11月下旬から本格的な現地調査に着手したところでございます。

現地調査は、御承知のとおり、四季折々の調査が必要となるため、今後約1年間の継続的な調査を実施してまいります。

次に、4の今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解の促進に向けた取り組みでございますが、住民説明会等では、候補地選定の経緯に対する御意見も根強く、施設建設に対して十分御理解をいただけていない部分がございます。しかし、県内どこかに必要な施設でございまして、県として、総合的な見地から、南関町を第1番目の候補地として決定したことを改めて御説明し、御理解を求めてまいります。

そして、住民の皆様方の反対の根底にございます地下水への影響、交通問題、風評被害などの御心配に対しましては、まずは現地調査を着実にを行い、現状をしっかりと把握した上で、住民の皆様方の御不安に一つ一つ具体的にお答えしていくことで、必ずや地元の御理解をいただけるものと考えておるところでございます。引き続き、地元の御理解をいただきますよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、(2)の地域振興策につきましても、状況を見ながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長でございます。座って説明させていただきます。

資料の17ページでございます。

前回の厚生常任委員会以降の主な経過につきましては、部長の方から詳しく説明がありましたので、簡単に説明させていただきます。

10月4日と11月29日に認定審査会を開催しております。10月6日に知事が環境大臣初め政務三役と懇談をしております。10月31日、環境副大臣が水俣に入られて、被害者団体等との意見交換を行っておられます。11月10日、11日、2日間にわたりまして、環境副大臣が5つの団体と個別協議を実施しております。12月3日に環境副大臣が不知火患者会と2回目の個別協議を実施され、表にはござい

ませんが、12月11日、知事が環境副大臣の方に要望を行ったところでございます。

2番目の新たな救済策の実施に向けた今後の取り組み、今後のスケジュールについてでございますけれども、国において、被害者団体との個別協議、あるいは訴訟を続けている団体とは和解協議が成立するための条件等についての事前協議、これが今続いている状況でございます。ですから、被害者団体の意見を踏まえ、そういう救済措置の方針を早期に策定し、その後、申請手続や診断等の準備が整った後に救済策が実施されるものと考えておるところでございます。

ページをめくっていただきまして、18ページをお願いいたします。

県の姿勢と役割というところでございます。

県としましては、一貫しまして、訴訟を行っている団体も含め、多くの被害者の方々の理解を得られる救済が一日も早く実施されることが重要という認識を持っております。

環境副大臣は、こうした県の姿勢を踏まえられた上で個別協議を行われていることから、当面は協議の推移を注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、早期の迅速な救済ができるために、環境省との事務的な協議、こういったものを作り、救済措置の方針がまとまれば早期に実施できるように準備を整えているところでもございます。

なお、参考としまして、各団体の要望を掲げているところでございます。後ほどごらんいただければと思っております。

以上です。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続きまして、19ページを御説明いたします。着座して説明させていただきます。

認定業務の状況でございます。

(1) 認定申請の状況、最高裁判決以降、認定申請者数は4,072名でございます。

(2) 認定検診の状況につきましては、県外の医療機関への委託検診のほかに、水俣市の総合医療センターを借りまして、県から直接お願いしております派遣医師によりまして検診を実施し、検診促進に努めているところでございます。

(3) でございます。

認定審査会の開催です。

認定審査会につきましては、本年になりまして、2月、6月、7月、10月、11月開催してきております。今後も検診の状況等を勘案しながら円滑な運営を図ってまいります。

なお、これまで、新救済策の対象者の範囲がはっきり決まっておらずに棄却相当の方に不利益を生じるおそれがあったということから、知事の処分を見合わせておりました。しかし、10月6日に、環境大臣から、棄却者も特措法対象の候補にするとの発言があったことを踏まえまして、10月15日に処分留保を解除し、159名、2月、6月、7月の3回の審査会開催分でございますが、159名について棄却処分を行っております。また、10月に審査した71名につきましても、12月3日に処分をしております。71名につきまして、そのうち、認定者は出ておりませんで、棄却が60名でございます。なお、残り11名は、再検診が必要ということで、答申保留という形になってございます。

大きな4番の方でございます。

裁判の状況につきましては、国家賠償関係が3件とそれから行政事件訴訟関係3件で、計6件でございます。司法の場で、県の処分の正当性に関しまして主張、立証を行っていくこととしております。

以上でございます。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・

消費生活課でございます。座って説明させていただきます。

報告事項20ページをお願いいたします。

熊本県消費者基本計画の策定状況について、その概要を御説明申し上げます。

1番の策定の趣旨でございますけれども、後段に記載しておりますように、計画的かつ効果的に消費者施策を推進するための計画でございます。消費者行政を進めるための計画という位置づけでございます。

2の経緯でございますが、平成20年に改正熊本県消費生活条例を施行しており、第10条において計画を策定することが定められておりますので、現在、消費生活審議会の御意見をお伺いながら、策定作業を進めているところでございます。

4番でございますが、計画の期間は、来年から3年間としております。22年度から24年度でございます。

5の今後のスケジュールでございますけれども、この後、来年1月の消費生活審議会、パブリックコメント等を経まして、2月に、議会に基本計画全体を御説明する予定としております。

次の21ページでございます。

施策体系を記載しております。

左側に縦書きで基本目標といたしまして、条例第1条に従いまして、消費生活の安定及び向上としております。

上の雲の形、一番上でございますが、くまもとの夢4カ年戦略との調和という意味で、「生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本」を記載しております。

その下にリボンで囲まれた部分は、緊急に取り組むべき事項として2つ掲げております。内容は、後ほど説明をいたします。

基本目標の右で、施策目標、それぞれ消費生活の安定、安心の確保、消費者被害の救済、消費者の自立支援と意見反映、この3つ

を記載しております。これも条例の基本理念を踏まえて整理したものでございます。

その右には、それぞれの施策レベルで整理をしております。

次のページをお願いいたします。

緊急に取り組む事項でございます。

計画期間の3年間の中で緊急に取り組むべき事項を2つ掲げております。

1つ目は、(1)消費生活相談機能の強化でございます。県の消費生活センターが昭和46年に、熊本市の消費者センターが昭和56年に開設されて以来、消費生活センターの新たな設置はありませんでしたが、昨年、国の交付金を財源に、県で消費者行政活性化基金を造成いたしました。これを契機として、この7月には八代市で、8月には人吉市でセンターが開設されておりまして、今年度中に天草市も開設される予定でございます。

平成24年度までに県内すべての市町村の消費生活相談窓口を整備するため、市には消費生活センターを、町村には消費生活相談窓口を設置していただくよう支援をしております。

下から出ております矢印は、これら市町村の体制構築を支援するため、県の消費生活センターの機能強化を図ることを記載しております。

次のページをお願いいたします。

緊急に取り組むべき事項の2つ目でございますけれども、(2)多重債務者問題に係る施策の充実でございます。

多重債務を含む融資サービスに関する相談は、消費生活全体に寄せられる相談のおよそ2割を占めており、この問題に対応するため、相談窓口の整備・強化、あるいは、金銭教育、対応する組織のネットワーク化、生活再生支援といった総合的な取り組みを行うものでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○鎌田聡委員 廃棄物処理業者への適正指導の観点でお尋ねをしたいと思っておりますけれども、医療機関から排出されます感染性の廃棄物ですけれども、これは、運搬するときには専用車両をとということで県の廃棄物指導要綱には定めてあると思っておりますけれども、話を聞くと、そういった専用車両で許可を出しているところ、保健所や担当者によっては、専用車両で許可を出しているところや、専用じゃなくて、産廃とその感染性の廃棄物を併用で運ぶ車両についても許可をされているという、その許可の基準が統一されていないということで、どのくらいかという、はっきりした数字はわかりませんが、業者の9割ぐらいが、そういったふうに併用の車両で運搬をしているんじゃないかなというふうな状況が今出てきているというふうにお伺いしております。

統一的な指導をしなければ、業者間でもいろいろあると思っておりますし、また、感染性の廃棄物については、感染のおそれというのがあからこそそのように専用車両というふうな定めを県としても指導要綱に記載されているというふうに思いますので、統一的な指導について、この間どうだったのか、そしてまた、今後どのようにされていくのか、お尋ねしたいと思います。

○山本廃棄物対策課長 お尋ねの感染性廃棄物の収集、運搬のことでございますが、これは、国の基準、それを受けました県の基準でも他の廃棄物と区分して運ぶというのが基本中の基本でございます。それは、その点につ

いてはきちんと守られているというふうには思っております。

私どもとして、適正処理、今おっしゃった、結局、廃棄物を適正に処理する、生活環境の保全をするというのは非常に重要なことだと思っておりますし、それは、関係法令に定められております各種の基準、保管基準であるとか、処理基準であるとか、そういったものをきちんと守っていくということだと思います。

私どもとしても、立入検査、昨年の場合、2,300件ほど各保健所まで入れまして回っておりますが、そういった取り組みをしておりますが、場合によっては行政処分もやっておりますのでございます。

それに、最近では新型インフルエンザの話もあるものですから、今年度は、医療系廃棄物について、取り扱いについても数度にわたって研修会などさせていただいたところでございます。

さらに、内部的に言いますと、現在の指導要綱についても今見直しをしておりますが、これは保健所の職員も一緒にやっておりますが、業務の水準を上げようということで努力をしているところでございます。

そういった中で、いろんな方から御不安なり御不信をいただかないように、今後とも、このような努力を重ねて、適正、適切な業務を推進してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 廃棄物処理に当たっているいろいろな問題が、先ほど言ったのは医療系の感染性の廃棄物、感染を防ぐためにきちんとした処理をなさよということが指導要綱に定められていると思いますので、それをきちんとやっばり県の保健所の担当者でそのレベルを合わせていただくことが大事だと思いますけれども、現状で許されていることにレベルを

下げるんじゃないかと、やはり県として高いレベルで専用車両で運んでいるというふうな指導が今までであったわけですから、何か今後はレベルを下げられるふうなお話に受けとめたんですけれども、そこをやっばりきちんと、国はこうだけれども、県はきちんともう少しレベルを上げて安全性を高めて指導していますということにしていくべきだと思いますけれども、少しその辺がちょっと方向性が違うのかなと思っております。

○山本廃棄物対策課長 先ほど申し上げましたように、ただいま要綱の改定作業も含めて検討しておりますので、その中できちんとやりたいと思っておりますのでございます。

○鎌田聡委員 じゃあきちんとやっばり適正に指導を公平に、何か業者によって違ったような指導がやられていたような受けとめ方もされている部分がありますから、きちんとどこに聞いても同じようなレベルでの指導ができるように、指導要綱の内容も含めて周知徹底していただくようお願いしておきたいと思っております。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○山本廃棄物対策課長 わかりました。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が8件提出されておりますので、参考としてお手元に配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長